

新潟市短時間保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化する保育需要に対応し、もって児童の福祉の向上を図るため、短時間保育事業の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「短時間保育事業」とは、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童について、子育て家庭の育児支援を行う施設（以下「子育て支援施設」という。）において、1日4時間を限度に一時的な保育を行うものをいう。

(実施施設の指定)

第3条 市長は、社会福祉法人、特定非営利法人又は民間事業者等が運営する子育て支援施設であって、短時間保育事業（以下「事業」という。）の適切な実施が確保できると認められる施設（以下「実施施設」という。）を指定し、事業の実施を委託するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住する満1歳から小学校就学前までの児童（以下「児童」という。）であって、次の各号のいずれの場合にも該当しないものとする。

- (1) 児童が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- (2) 疾病その他の事由により集団保育が困難な場合
- (3) 前号に掲げる場合のほか、市長が実施施設の管理上必要があると認める場合

(事業の実施)

第5条 事業の実施に当たっては、次の第1号から第4号の規定に従い実施するものとする。

- (1) 日々の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- (2) 保育時間は、当該実施施設の開設時間の範囲内のうち、4時間まで（1時間に満たない場合は1時間）とすること。
- (3) 児童の健康状態の把握に努めること。
- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準を遵守すること。

(利用手続)

第6条 利用の申込みは、事業を利用しようとする保護者が事前に、実施施設に対して行うものとする。

(費用の交付)

第7条 市長は、実施施設に対して、毎年度予算の範囲内で委託料を委託契約の定めるところにより支払うものとする。

(保護者負担)

第8条 保護者は、事業を実施するために必要な経費の一部を負担する。

- 2 前項の保護者負担の額は、利用時間1時間につき300円とし、当該負担額を第3条の規定により市から事業実施の委託を受けた実施施設に納めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。